

## 各種様式における性別記載について（ガイドライン）

本市では、性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指しています。

性的マイノリティの方々の中には、性別記載欄が男女の二択であった場合、性自認（このころの性）と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と外見上の性が異なるために手続きの際に再確認されるなど、精神的な苦痛を感じる方がおられます。そこで、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取り組みの一環として、受領・配布する様式において不要な性別記載欄は廃止していく必要があります。

本指針は、各種様式を設ける場合の記載方法など、全庁的に統一した考え方を示し、各種様式等を整理するため策定するものです。

なお、本指針における「各種様式等」とは、申請書、通知書、アンケート等を指すものとします。

### 1 対象となるもの

各課（かい）が所管する各種様式で以下に該当するもの

- (1) 各課（かい）が市民・事業者・職員などに性別の記入を求めるもの
- (2) 各課（かい）が市民・事業者・職員などに性別を記載して交付するもの

### 2 基本的な考え方

#### (1) 性別記載の基本方針

業務上、性別情報が必要な場合を除き、性別記載欄は設けないこととします。

ただし、国・県など市以外の機関が法令等において様式を定めており、市に裁量の余地がないものは除きます。

#### (2) 業務上性別情報が必要なもの

以下のいずれかに該当し、業務上の必要性を精査の上で判断することとします。

（別紙「業務上、性別情報を必要とする理由 チェックリスト」参照）

ア) 統計上、収集する必要がある場合

性別による差を施策に反映させるなど、調査研究やニーズ把握のために必要  
なとき

イ) 医療上、性別情報を収集する必要がある場合

検診や保健指導など医療サービスの提供に必要なとき

- ウ) 性別により配慮または対応を区別する必要がある場合  
施策の実施にあたり、性別による配慮や異なる対応方法が必要なとき
- エ) 本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合  
本人確認の手続き上、戸籍上の性別情報が必要なとき
- オ) 男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合  
活動に参画する機会の男女間による格差を改善するために必要なとき、男女の参画機会の現状把握に必要なとき
- カ) 上記のほか、業務上必要とする明確な理由があり、性別情報を収集する場合

### (3) 性別情報が必要な場合の配慮

業務上、性別情報が必要な理由がある場合においても、各業務の性質や様式の使用目的に応じて、性別欄の記載について以下のような工夫が可能か否か検討することとします。

- ア) 性別の記入を求める場合
  - ① 「男」「女」に加え、「その他」「回答しない」等を選択できるようにする。  
※その他：男女の二択では選べない場合の選択肢  
回答しない：回答しない、したくない場合の選択肢
  - ② 「性別（                      ）」など自由記述にする。
- イ) 性別を記載したものを配布する場合  
当該書面等の裏面に性別を記載するなど、表示方法を工夫する。

## 3 本指針の運用

今後、新たに作成する各種様式等については「2 基本的な考え方」により、性別記載欄の必要性を判断します。

また、現行の市が定めた様式については、本指針に基づき性別記載欄を見直すこととします。

### (暫定的対応)

性別情報は必要ではないが、システム改修や例規改正等が必要なもの及び在庫帳票を先に使用する必要がある場合等は、以下のとおり対応することとします。

- (1) 性別記載欄の削除については、今後のシステム改修や帳票作成時に実施し、要綱等については速やかに改正する。
- (2) 削除までの手続きの期間の性別記載欄の取り扱いについては、「性別記載欄に斜線を引くなどにより項目を削除する」「記入することを求めない」など、運用上の取り扱いにより対応することに努める。

**【業務上、性別情報を必要とする理由 チェックリスト】**

別紙

No	性別情報を必要とする理由	チェックポイント
①	統計上、収集する必要がある場合 →性別による差を施策に反映させる など、調査研究やニーズ把握の ために必要なとき	●性別による満足度やニーズの差等を 確認し、業務に反映するものであるか。
②	医療上、性別情報を収集する必要が ある場合 →健診や保健指導など医療サービス の提供に必要なとき	●性別により健康管理、検査等の内容、 数値、プログラム等が異なるか。
③	性別により配慮または対応を区別す る必要がある場合 →性別による配慮や異なる対応が必 要なとき	●更衣室、休憩室やトイレの確保等、 性別により区別が必要か。 ●サービス内容や事業内容は性別によ り配慮が必要か。
④	本人確認として性別情報を収集する 場合 →本人確認の手続き上、戸籍上の性 別情報が必要なとき	●性別以外の情報（氏名、住所、生年 月日等）で本人確認ができないか。
⑤	男女共同参画推進のため、性別情報 を収集する場合 →活動に参画する機会の性別による 差を改善するために必要なとき →男女の参画機会の現状を把握する ために必要なとき	●性別による差を改善するために、収 集した情報は業務で利用するものであ るか。
⑥	その他、業務上必要とする明確な理 由があり、性別情報を収集する場合	●情報利用可能なシステム等ですすで に性別情報を保有していないか。 ●性別情報収集の必要性を協議でき るか。